

## 令和元年度第 2 回 勝山市地域包括支援センター運営協議会

## 1. 勝山市地域包括支援センター運営報告

## (1) 勝山市地域包括支援センターの体制

地域包括支援センター所長	1 名
所長補佐	1 名
保健師	2 名
主任介護支援専門員	1 名
社会福祉士	1 名
介護支援専門員	1 名
看護師	1 名
医療コーディネーター	1 名
事務職	3 名

## (2) 指定介護予防支援事業および地域支援事業の委託契約先の追加について

6 月末現在で市内外の 1 2 箇所と委託契約していましたが、下記の業者が追加され、

1 3 箇所と委託契約しています。

事業所名	住 所	委託契約日
嶋田病院居宅介護支援センター	福井市西方 2 丁目 2-11	R1. 12. 26

## (3) 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務実績

○平成 30 年度実績

	介護予防支援業務	介護予防ケアマネジメント業務	合計
委 託 数	1, 163 件	549 件	1, 712 件
地域包括支援センター	877 件	553 件	1, 430 件
合計	2, 040 件	1, 102 件	3, 142 件

○令和元年度実績見込み

	介護予防支援業務	介護予防ケアマネジメント業務	合計
委 託 数	1, 177 件	622 件	1, 799 件
地域包括支援センター	737 件	358 件	1, 095 件
合計	1, 914 件	980 件	2, 894 件

## 2. 令和元年度 主な事業の報告について

取組と目標に対する自己評価シートのとおり（資料3）

## 3. 令和2年度の事業計画について

第7次介護保険事業計画の基本目標に基づき、地域包括ケアシステムを強化し、関係機関や地域と連携しながら各事業を推進していきます。

### 第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画 “きらめきプラン” の推進

- 高齢者の生きがいと健康づくり
- 高齢者介護体制の充実
- 高齢者総合相談・支援の充実

#### 【令和2年度の主な取組】

重点項目	令和2年度の主な取組内容
高齢者の生きがいと健康づくりの推進	・フレイル（虚弱）予防の推進（地域におけるフレイルチェックとフレイル予防の取組） ・認知症についての普及啓発
高齢者介護体制の充実	・事例検討から出された地域課題の抽出と地域づくり、必要な資源の検討を行う。 ・在宅医療の推進のため、医療と介護の状況を市民に普及啓発する。（研修会、講座等の開催）
高齢者総合相談・支援の充実	・成年後見制度利用促進基本計画の体制構築

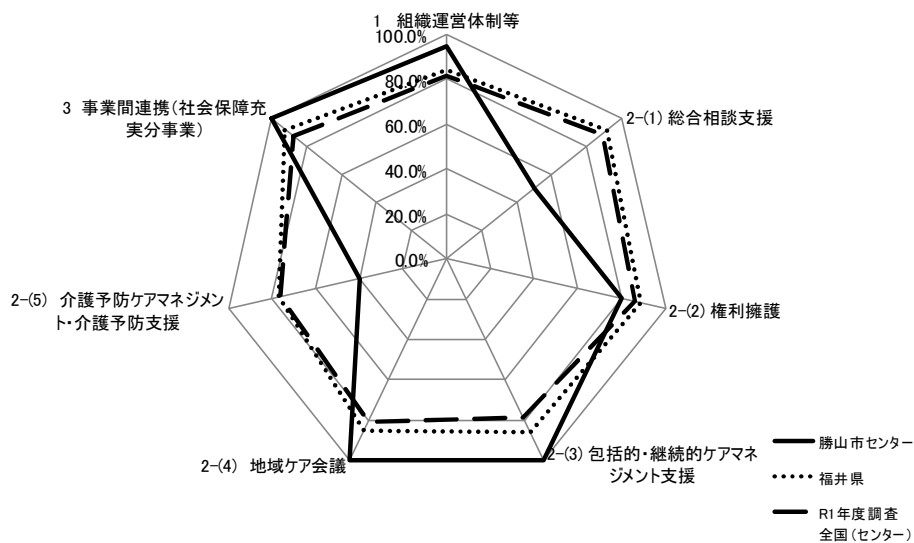
#### 4. その他

##### ●地域包括支援センターの事業評価報告について

平成30年度より、毎年度全国統一の評価指標を用いて、センターの事業評価を行うこととなっています。評価指標は、組織運営体制、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、事業間連携の7項目に分けて、保険者である市と地域包括支援センターの取り組みと連携状況を確認し、事業評価しています。結果は下記のとおりです。

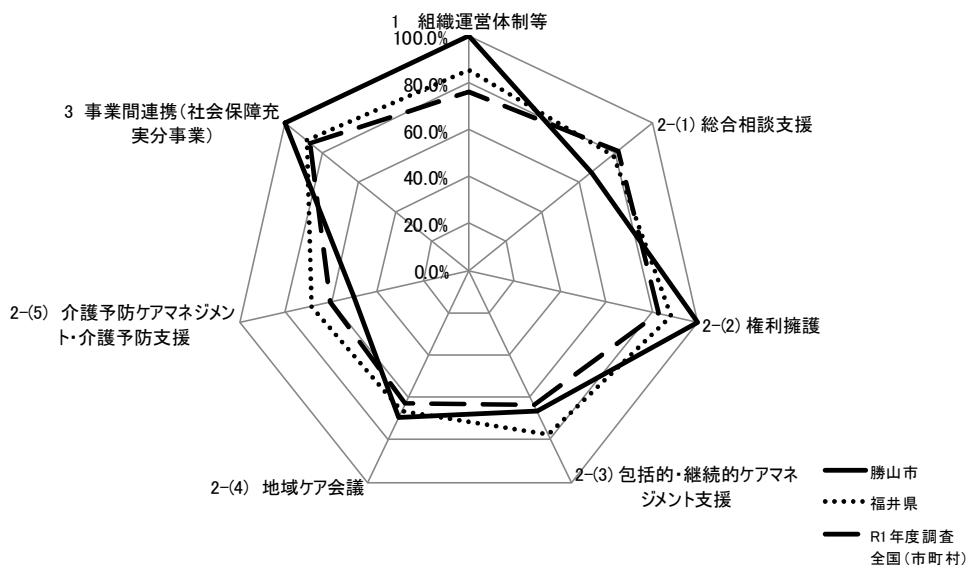
##### (1) 地域包括支援センターの取り組み状況（全国・県平均との比較）

地域包括支援センターの取り組みは、組織運営体制、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、事業間連携について、全国・福井県よりも取り組んでいましたが、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、十分に行えていない状況でした。



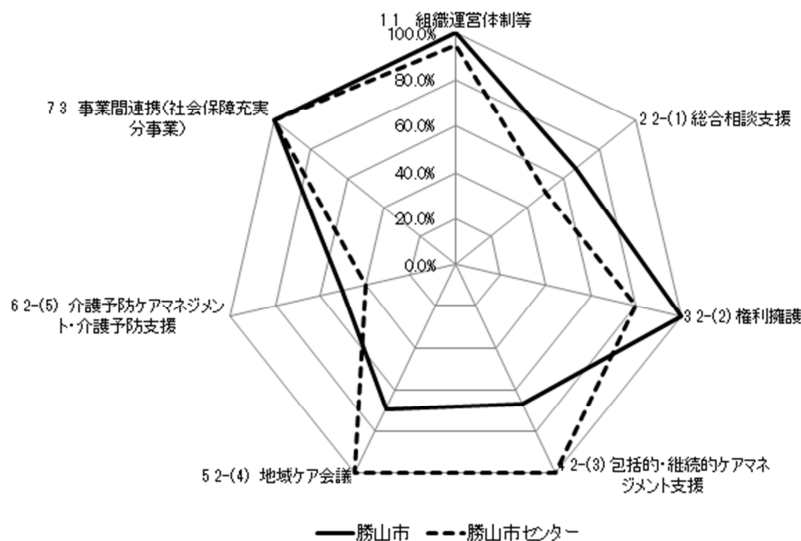
##### (2) 市の取り組み状況（全国・県平均の比較）

市の取り組みは、全国・福井県と同程度の取り組み状況でした。



### (3) 市と地域包括支援センターの取り組み状況の比較

市と地域包括支援センターの取り組み状況を比較すると、ともに、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援についての取り組みが不十分であることが分かりました。取り組みが出来ていない理由は、相談事例に関する終結条件をセンターと市が共有できていないことや、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する市の指針をセンターに十分周知できていないこととセンターが指針を活用できていないことなどでした。



### (4) 現状で取り組みが進んでいない業務とその要因

市と地域包括支援センターともに、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、十分にに取り組むことができていませんでした。総合相談支援については、令和元年度より、相談内容のとりまとめ方を変更するなどしていますが、終結条件を決めるまでに至っていません。また、市において介護支援専門員へのケアマネジメントに関する意見収集等や介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を定めて周知することができず、今後取り組みが必要です。

### (5) 今後、必要な取り組み

①相談事例の終結条件を市とセンターが協議して定める。

②市の取り組み

- ・関係団体の会議に定期的に参加する。
- ・介護支援専門員対象にケアマネジメントに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供する。
- ・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を定め、センター等に周知する。

③センターの取り組み

- ・家族介護者からの相談状況のとりまとめを行う。
- ・消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員、ホームヘルパー等に情報提供する。